第76回 税理士試験

〔 所 得 税 法 〕

熊本県試験会場用解答

11月2日（月）実施

資格の学校 TAC

＜ＴＡＣ＞税26　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

第76回税理士試験（再試験）【熊本県】所得税法

●はじめに

今回の本試験は、理論問題は、解答量は比較的少ないものの、一部難易度の高い問題があり、全てを解答することは難しい出題であった。また、計算問題は、問題の量も多く、また、判断に迷う項目もあり、やはりスムーズに解くことはできない問題であった。しかし、理論・計算ともに、解答が可能な部分と、解答が難しい（解答しづらい）部分とがはっきりわかれる問題であったため、その解答が可能な部分に集中して解答し、得点を積み重ねることができたかどうかがポイントになると思われる。

Ｚ－76再－Ｃ〔第一問〕解　答

問１（30点）

売掛金が回収不能となった場合の所得税法上の取扱いについて、次の⑴及び⑵の問に答えなさい。

⑴　居住者が営む事業所得を生ずべき事業の遂行上生じた売掛金について、その回収が不能となった場合における所得税法上の取扱いについて簡潔に説明しなさい。

（注）事業を廃止した後に売掛金の回収不能が生じた場合についても説明すること。

⑵　居住者が営む雑所得を生ずべき業務の遂行上生じた売掛金について、その回収が不能となった場合における所得税法上の取扱いについて簡潔に説明しなさい。

⑴について（法51②、63、152、令179）　15

①　居住者が営む事業所得を生ずべき事業の遂行上生じた売掛金の回収不能により生じた損失の金額は、その者のその損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

②　居住者が事業所得を生ずべき事業を廃止した後において、上記の損失の金額が生じた場合には、その金額は、その者のその廃止した日の属する年分（廃止年に事業所得に係る総収入金額がなかった場合には、総収入金額があった最近の年分。以下「廃止年分」という。）又はその前年分の事業所得の金額の計算上、必要経費に算入する。

なお、上記の損失が、申告又は決定があった後に生じた場合には、その損失発生日の翌日から２月以内に税務署長に対し更正の請求をすることにより適用する。

※　必要経費算入額

イ　次に掲げる金額のうち最も低い金額を、その廃止年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する。

ａ　その損失の金額

ｂ　その廃止年分の課税標準の合計額

ｃ　ｂの計算の基礎とされる事業所得の金額

ロ　イａの金額が、イｂ又はｃのいずれか低い金額を超えるときは、その超える部分の金額は、その廃止年の前年分の事業所得の金額の計算上、イに準じて必要経費に算入する。

　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

⑵について（法64、152、令180）　15

居住者が営む雑所得を生ずべき業務の遂行上生じた売掛金についてその全部又は一部が回収不能となった場合には、その回収不能額に対応する部分の金額は、その雑所得の金額の計算上、なかったものとみなす。

なお、上記の損失が、申告又は決定があった後に生じた場合には、その損失発生日の翌日から２月以内に税務署長に対し更正の請求をすることにより適用する。

※　なかったものとみなす金額

次に掲げる金額のうち最も低い金額とする。

①　その回収不能額

②　その回収不能額に係る収入金額が生じた年分の課税標準の合計額

③　②の計算の基礎とされる雑所得の金額

問２（20点）

居住者Ａは、令和６年分の所得税の確定申告書を確定申告期限までに提出しており、同確定申告書には生命保険契約に基づく満期返戻金の受領に係る一時所得の金額が記載されていた。令和８年２月某日に、同確定申告書に記載した同一時所得の金額の計算において控除した既払込保険料の金額に誤りがあり、納付すべき税額の計算にも誤りがあったことが判明した。

この場合、Ａが行うことができる手続について、次の⑴及び⑵の問に答えなさい。

⑴　納付すべき税額が過少であった場合の手続について、簡潔に説明しなさい。また、本設問の場合における加算税の取扱いについても説明しなさい。

（注１）生命保険契約に基づく満期返戻金の所得区分及び所得金額の計算について説明する必要はない。

（注２）加算税の取扱いのうち、国税通則法に規定されている制度に係るもの以外のものについて説明する必要はない。

⑵　納付すべき税額が過大であった場合の手続について、簡潔に説明しなさい。

⑴　納付すべき税額が過少であった場合の手続及び加算税の取扱い（国通法19①②、65①②⑥）　12

①　所得税の確定申告書を提出した者は、納付すべき税額が過少であった場合には、その申告について更正があるまでは、その申告に係る課税標準又は税額を修正する修正申告書を税務署長に提出することができる。

②　①の場合において増差税額があるときは、増差税額の10％相当額の過少申告加算税が課される。

③　修正申告書の提出が、調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたものでない場合（下記④の場合を除く。）には、増差税額のうち一定部分に対する過少申告加算税の割合は５％に軽減される。

④　修正申告書の提出が、調査があったことにより更正があるべきことを予知してされたものでなく、調査通知がある前に行われた場合には、過少申告加算税は課されない。

⑤　修正申告書には、その申告後の課税標準等及び税額等並びに修正申告による増差税額等を記載し、一定の書類を添付しなければならない。

⑥　青色申告者は、青色の修正申告書を提出することができる。

⑵　納付すべき税額が過大であった場合の手続（国通法23①、65①②⑥）　8

①　所得税の確定申告書を提出した者は、その申告書に記載した課税標準又は税額の計算に誤りがあったことにより、納付すべき税額が過大であるときは、その申告に係る法定申告期限から５年以内に限り、税務署長に対し、その申告に係る課税標準又は税額につき更正をすべき旨の請求をすることができる。

②　更正の請求をしようとする者は、更正後の課税標準等及び税額等、更正の請求の理由等を記載した「更正請求書」を税務署長に提出しなければならない。

▶予想配点◀

解答中に記載してあります。

なお、それぞれの設問ごとの配点は、問１が30点、問２が20点となります。

▶解答への道◀

問１

売掛金が回収不能となった場合の取扱いを問うオーソドックスな問題であったため、正確に記述することが必要と思われる。

事業所得を生ずべき事業の遂行上生じた売掛金の回収不能による損失の金額は、その損失の生じた日の属する年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入され、事業廃止後に生じた場合（申告等後）には、更正の請求を行った上で、事業廃止年分又はその前年分の必要経費に算入される。

一方、雑所得を生ずべき業務の遂行上生じた売掛金の回収不能による損失の金額は、回収不能額に対応する部分の金額が、その雑所得の金額の計算上なかったものとみなされる。その損失が申告又は決定があった後に生じた場合には、 更正の請求が必要となる。

問２

問題文に示された事例に基づいて、納付すべき税額が過少であった場合の修正申告の手続及び加算税、納付すべき税額が過大であった場合の更正の請求の手続を問う問題であった。

修正申告については、国税通則法の原則に触れた上で、加算税については、過少申告加算税を説明する。（確定申告期限までに申告書を提出していることから、無申告加算税の説明は不要である。）

なお、過少申告加算税は、修正申告を行うタイミングにより、減額され又は課されない場合があるため、その点に触れられると加点が見込まれる。

一方、更正の請求については、誤りが判明したのが法定申告期限から５年以内であること、また、各種特則の状況には当たらないことから、国税通則法の原則を触れれば足りる。

Ｚ－76再－Ｃ〔第二問〕解　答

問

Ⅰ　各種所得の金額の計算　　（単位：円）

区　　分	金　額	計　　算　　過　　程
事業所得	3,672,753	1　総収入金額 ⑴　売上高 ①　Ａ社 1,277,312＋130,688＋159,664＋16,336＝1,584,000 ②　Ｂ個人 2,640,000　2 ③　Ｄ社 1,445,800＋204,200＝1,650,000 ④　Ｅ個人 550,000　2 ⑤　その他 6,594,500＋770,855＝7,365,355 ⑥　合計　13,789,355 ⑵　雑収入 3,720,000－69,853－12,700－1,530,000－2,058,000 ＝49,447 ⑶　総収入金額　13,838,802 2　必要経費 ⑴　給与 3,500,000－1,800,000＋160,000＝1,860,000　2 ⑵　減価償却費 ①　パソコン 100,000≦275,000＜300,000　∴　275,000 ②　事務用機器 100,000≦300,000＜400,000　∴　300,000　2 ③　電話設備 $450,000\times0.333\times\frac{9}{12}=112,388$ ④　間仕切り $970,000\times0.067\times\frac{8}{12}=43,327$ ⑤　車両運搬具 $(1,820,000+20,000)\times0.667^{※}\times\frac{7}{12}\times60\%$ ＝429,548　2 ※　令和５年４月～令和８年６月⇒３年３月 ｛６年×12月－（３年×12月＋３月)｝＋（３年×12月＋３月）×20％＝40.8月⇒３年（１年未満切捨) ⑥　合　計　1,160,263 ⑶　事務消耗品費 2,400,000－275,000－300,000－450,000－970,000 ＝405,000　2 ※　タブレット $198,000\times\frac{1}{2}<100,000$　少額減価償却資産に該当

Ⅰ　**各種所得の金額の計算（続き）**　　（単位：円）

区　　分	金　額	計　　算　　過　　程
		⑷　租税公課 647,800－270,000－20,000－97,800＋245,000 ＝505,000 ⑸　車両関連費用 168,000×60％＝100,800 2 ⑹　その他経費 $4,910,000+45,945-600,000-275,000+275,000\times\frac{9}{24}$ 2 －255,945－240,000－70,000＝3,618,125 ⑺　貸倒引当金繰入 （159,664＋2,640,000×40％）×5.5％＝66,861 2 ⑻　青色事業専従者給与 1,800,000 ⑼　必要経費の合計　9,516,049 3　青色申告特別控除額 １－２≧650,000　∴　650,000 4　事業所得 １－２－３＝3,672,753
給与所得	2 4,885,000	1　収入金額 5,495,000－45,000＋1,081,800＋118,200＝6,650,000 ※　通勤手当は非課税 2　給与所得控除額 6,650,000×10％＋1,100,000＝1,765,000 3　１－２＝4,885,000

　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

Ⅰ　各種所得の金額の計算（続き）　（単位：円）

区　分	金　額	計　算　過　程
退職所得	2 300,000	1　収入金額 5,800,000 2　退職所得控除額 ※ 400,000×13年＝5,200,000 ※　平成25年９月１日～令和８年３月31日⇒13年 （１年未満切上） 3　（1－2）× $\frac{1}{2}$ ＝300,000
利子所得	2 12,700	H銀行受取利息　12,700
配当所得	180,000	M社配当金　143,244＋36,756＝180,000
上場株式等の配当所得	265,000	K証券特定口座　265,000 ※　K証券非課税口座の配当所得は非課税
譲渡所得（上場株式等の譲渡所得）	2 185,000	①　K証券特定口座　△315,000 ②　L証券一般口座　500,000 ③　①＋②＝185,000
譲渡所得（総合）	332,750	1　譲渡損益（総合長期） 金地金の売却収入 1,530,000－（680,000＋17,250）＝832,750 2　特別控除 832,750－500,000＝332,750（総合長期）

Ⅰ　各種所得の金額の計算（続き）　　（単位：円）

区　　分	金　額	計　　算　　過　　程
譲渡所得（分離）	2 4,618,660	1　収入金額 ⑴　建　物 （15,000,000＋12,000）× $\frac{1}{2}$ ＝7,506,000 ⑵　土　地 45,000,000＋38,000＝45,038,000 ⑶　合　計　52,544,000 2　取得費 ⑴　建　物 21,500,000＋285,000＋387,000＝22,172,000 ※1　※2 22,172,000－22,172,000×0.9×0.031×10＝15,986,012 ※1　22年×1.5＝33年　∴　0.031 ※2　平成29年３月21日～令和８年10月25日⇒10年 （６月以上切上） 15,986,012× $\frac{1}{2}$ ＝7,993,006 ⑵　土　地 36,500,000＋1,312,200＋217,000＝38,029,200 ⑶　合　計　46,022,206 3　譲渡費用 （2,145,000＋30,000）× $\frac{52,544,000}{60,050,000※}$ ＝1,903,134 ※　甲及び乙の譲渡代金の総額 15,000,000＋12,000＋45,038,000＝60,050,000 4　譲渡所得 １－（２＋３）＝4,618,660
雑所得	391,000	①　Ｆ社セミナー講師料 299,370＋30,630＝330,000 ②　Ｇ社原稿料 69,853＋7,147＝77,000 ③　定期預金為替差損 （135－143）×2,000ドル＝△16,000　2 ④　合　計　391,000
一時所得	2 19,350	1　総収入金額 ⑴　生命保険契約の解約返戻金 2,058,000 ⑵　ふるさと納税返礼品 40,000 ⑶　合　計　2,098,000 2　支出した金額 生命保険契約の保険料 1,578,650 3　特別控除額 １－２≧500,000　∴　500,000 4　１－２－３＝19,350

　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

Ⅱ　課税標準額の計算

（単位：円）

区　　分	金　額	計　　算　　過　　程
総所得金額	9,317,503	12,700＋180,000＋3,672,753＋4,885,000＋391,000 ＋（332,750＋19,350）× $\frac{1}{2}$ ＝9,317,503
分離長期譲渡所得の金額	4,618,660	
上場株式等に係る譲渡所得等の金額	0	185,000－185,000＝0
上場株式等に係る配当所得等の金額	90,000	265,000－（360,000－185,000）＝90,000（繰越控除のやり方[2]）
退職所得金額	300,000	
課税標準額の合計額	14,326,163	

　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

Ⅲ　所得控除額の計算

（単位：円）

区　　分	金　額	計　　算　　過　　程
社会保険料控除	2 1,465,838	419,868＋164,770＋456,000＋352,000＋73,200＝1,465,838 ※　甲の母の介護保険料は対象外
小規模企業共済等掛金控除	378,000	240,000＋138,000＝378,000
生命保険料控除	2 80,826	⑴　一般分（23歳未満の扶養親族あり） ①　新一般 30,000＋（42,038－30,000）× $\frac{1}{2}$ ＝36,019 ②　旧一般 37,500＋（76,148－50,000）× $\frac{1}{4}$ ＝44,037 ③　①＋②＞60,000　∴　60,000 ⑵　介護医療分 20,000＋（21,652－20,000）× $\frac{1}{2}$ ＝20,826 ⑶　⑴＋⑵＝80,826
（障害者）控除	2 400,000	甲の母（成年被後見人のため、特別障害者に該当）
配偶者控除	0	青色事業専従者に該当するため適用なし
配偶者特別控除	0	青色事業専従者に該当するため適用なし
扶養控除	2 1,490,000	⑴　長男 0≦580,000　∴　380,000（一般） ⑵　長女 980,000－650,000≦580,000　∴　630,000（特定） ⑶　甲の母 （612,200＋37,800）－1,100,000≦580,000 ∴　480,000（老人） ※　遺族年金は非課税 ⑷　合　計　1,490,000
医療費控除	2 373,000	（285,000－162,000）＋（75,000－52,500）＋135,000＋192,500 ＝473,000 473,000－※100,000＝373,000 ※　14,326,163×５％＞100,000　∴　100,000
寄附金控除	443,000	5,000×12＋250,000＋135,000＝445,000 ※ 445,000－2,000＝443,000 ※　445,000≦14,326,163×40％　∴445,000
基礎控除	580,000	※ 6,550,000＜14,686,163≦23,500,000　∴　580,000 ※　合計所得金額 14,326,163＋360,000＝14,686,163 繰越控除額
所得控除の合計額	5,210,664	

　この解答の著作権はＴＡＣ(株)のものであり、無断転載・転用を禁じます。

Ⅳ　課税所得金額の計算

（単位：円）

区　　分	金　額	計　　算　　過　　程
課税総所得金額	4,106,000	9,317,503－5,210,664＝4,106,000　（千円未満切捨）
課税長期譲渡所得の金額	0	※ 4,618,660－4,618,660＝0　（千円未満切捨） ※　4,618,660＜30,000,000　∴　4,618,660 （3,000万円特別控除を控除していること[2]）
課税上場株式等に係る譲渡所得等の金額	0	
課税上場株式等に係る配当所得等の金額	90,000	（千円未満切捨）
課税退職所得金額	300,000	（千円未満切捨）

Ⅴ　税額控除額及び税額の計算

（単位：円）

区　　分	金　額	計　　算　　過　　程
課税総所得金額に対する税額	393,700	4,106,000×20％－427,500＝393,700
課税長期譲渡所得金額に対する税額	0	
課税上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対する税額	0	
課税上場株式等に係る配当所得等の金額に対する税額	13,500	90,000×15％＝13,500
課税退職所得金額に対する税額	15,000	300,000×５％＝15,000
所得税額	422,200	
配当控除	[2] 18,000	180,000×10％＝18,000
寄附金税額控除	[2] 28,000	※１　※２ (1)　(70,000－0)　×40％＝28,000 ※１　70,000≦14,326,163×40％－445,000　∴　70,000 ※２　2,000－445,000＜0　∴　0 (2)　422,200×25％＝105,550 (3)　(1)≦(2)　∴　28,000
差引所得税額	376,200	
復興特別所得税額	7,900	376,200×2.1％＝7,900
所得税及び復興特別所得税の額	384,100	
所得税等の源泉徴収税額	2,342,323	1,012,196＋15,315＋130,688＋16,336＋118,200＋204,200 ＋30,630＋770,855＋7,147＋36,756＝2,342,323
所得税等の申告納税額	△1,958,223	
所得税等の予定納税額	97,800	
納付すべき税額又は還付される税額	△2,056,023	

▸予想配点◂

解答中に記載してあります。

●合否のポイント

理論の問１については、売掛金の回収不能について事業所得の場合と雑所得の場合との取扱いが問われたが、講義内で十分に対策していた論点であるため、精度高く解答できたのではないだろうか。

問２については、修正申告及び加算税並びに更正の請求の取扱いが問われたが、暗記している個別理論を中心に各設問に適した解答ができていれば、充分な得点が見込まれる。なお、加算税の取扱いについては難易度が高かったため、得点は伸びないと思われる。

計算問題については、最近の傾向と同様に１題形式での出題であったが、事業所得を中心にボリュームが多く、また、実務的な論点で判断に迷うものが出題されており、得点はさほど伸びないのではないかと思われる。得点できる箇所を確実に取れたかどうかがポイントになるであろう。

●合格ライン

〔第一問〕

問１の合格ラインは26点程度であると思われる。

問２の合格ラインは12点程度であると思われる。

〔第二問〕

合格ラインは30点程度であると思われる。

合格ラインは、第一問が38点前後、第二問が30点前後、合計68点前後と考えられる。

●税理士試験後の受験プランニング

⑴　合格発表前

TAC 配点での得点	次年度のコース等選択案
68 点以上	次の科目の「**速修コース（※２）**」に進みましょう。 なお、すでに次の科目の学習を始めている方は、その科目の学習を継続してください。
67 点未満	現在の実力(成果・基盤)をしっかりと維持し、強固な土台を固めておくことをお勧めします。 ⇒「Re-Start ゼミ（オプション講座）」（又は自主学習）

※１　合格発表があるまでは合否は分かりません。上記を進路の決定にあたって参考になさって下さい。

※２　比較的時間に余裕がある方は、年内から開講しているコースを追いかけて履修することもご検討ください。

⑵　合格発表後

結　果	次年度のコース等選択案
合　格	次の科目の「**速修コース**」に進みましょう。
不合格	残念ながら再チャレンジとなった場合、コース選択の判断の際は、本試験の評点等を目安にしてください。 ① 本試験の評点が 50 点～59 点の場合 ⇒「**上級コース**」で実践力を養成してください。（＋α Re-Start ゼミ（オプション講座）） ② 本試験の評点が 0 点～49 点の場合 ⇒「**速修コース**」で基本項目の再確認を行いましょう。 【補足】 27 年目標は、大きな改正がありますので、早めに学習することをお勧めします。

各コースの詳細はこちらからご確認ください。

上級コース　**速修コース**　**Re-Start ゼミ**